

現行の保険証は、12月2日以降新たに発行されなくなります

マイナンバーカードと健康保険証の原則一本化の方針が政府から示され、医療機関や薬局などにかかる際は、マイナ保険証(健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード)によるオンライン資格確認を基本とする仕組みに移行します。そのため、令和6年12月2日をもって、現行の健康保険証(国民健康被保険者証および後期高齢者医療被保険者証)の新規発行・再発行を終了します。

令和6年12月2日以降は、次に記載する保険証などをご利用いただけます。

マイナ保険証



- 国民健康保険に加入中で、資格の異動があった場合は、自身の資格情報の把握のため、「資格情報のお知らせ」を交付します。
- マイナ保険証が使えないときに、「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診ができます。
※ 「資格情報のお知らせ」だけでは受診できません。

現行の健康保険証



- 健康保険証の右上に記載の有効期限まで使用可能です。

資格確認書



〈国民健康保険〉

- マイナ保険証をお持ちでない人で、資格の異動があった場合に交付します。



〈後期高齢者医療制度〉

- マイナ保険証をお持ちかどうかに関わらず、12月2日から令和7年7月31日までの間に新たに資格取得する人や被保険者証の内容に変更があった人に交付します(申請不要)。

マイナ保険証の 利用登録解除について

マイナ保険証の利用登録の解除ができるようになりました。利用登録の解除を希望する場合は、市民課国民健康保険グループまたは市民課医療年金グループの窓口で手続きを行ってください(1~2カ月後に登録が解除されます)。

※ 利用登録を解除した人には、「資格確認書」を交付します。

問合先

- 国民健康保険に関すること : 市民課国民健康保険グループ (☎84-5006)
後期高齢者医療制度に関すること : 市民課医療年金グループ (☎84-5005)
三重県後期高齢者広域連合 (☎059-221-6883)